## 九州医療科学大学通信教育部規程

(目的)

- 第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、国際化社会に向けて通信制により、介護・福祉・医療に関する理論及び社会の問題を教育研究するとともに、応用能力を身につけた人格の陶冶を目的とする。
- 2 本学通信教育部の教育研究と人材養成の目的は、通信教育の学部として多様な学習の機会を提供することにより、大学教育の可能性を広げ、社会福祉に関する専門知識及び技術を教授すると共に、豊かな人間性を涵養し、福祉社会の創造的担い手となる専門職業人の養成を行うことである。

(学部、学科及び収容定員)

第2条 本通信教育部には、次の学科を置き、学生定員は次のとおりとする。

社会福祉学部	入学定員	編入学定員		収容定員
		2年次	_	
臨床福祉学科	_	3年次	_	_
		4年次	_	
		2年次	2名	
スポーツ健康福祉学科	300名	3年次	50名	1,308名
		4年次	2名	

(授業の方法)

- 第3条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、次のいずれかの方法又は併用により行う
  - (1) 印刷教材等による授業 (電子出版による教材を含む)
  - (2) 放送授業
  - (3) 面接授業
  - (4) メディアを利用して行う授業
- 2 学修指導は、印刷教材・質疑応答・設題解答・添削指導及び面接授業その他適当な方法によって行う。
- 3 講義・設問解答及び定期試験は、本学と同程度において行う。

(通学課程の授業科目の履修)

- 第3条の2 通信教育課程の正科生に通学課程の科目を履修することができるハイブリッドコースを設置する。
- 2 ハイブリッドコースについては別に定める。

(単位)

第4条 各授業科目の単位数は、本学において定める。

(単位の計算方法)

- 第5条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成すること を標準とし、次の基準により計算する。
  - (1) 印刷教材等による授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。
  - (2) 放送授業については、15時間の放送授業をもって1単位とする。
- (3) 面接授業又はメディアを利用して行う授業については、本学学則第13条の定めによるところである。

(授業科目の配当)

- 第6条 授業科目は4カ年に配当する。
- 2 面接授業は4カ年を通じて30単位以上修得しなければならない。 (単位の認定)
- 第7条 試験に合格した履修科目については、所定の単位を与える。
- 2 試験に不合格の場合は、再試験を受けることができる。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修等)

- 第8条 本通信教育部は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学(外国の大学または短期大学を含む)において履修した授業科目について修得した単位を、学長が教授会の意見を聴き、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- (大学以外の教育施設等における学修)
- 第9条 本通信教育部は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、学長が教授会の意見を聴き、当該大学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により、当該大学において修得したものとみなす単位数 とあわせて60単位を超えないものとする。
- 3 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校が行う公開講座又は地方公共団体、公益法人等が行う事業に おける計画的かつ継続的な体育実技の学修で、本通信教育部において大学教育に相当すると認めた場合 は、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条 本通信教育部は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、学長が教授会の意見を聴き、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(卒業)

第11条 本学通信教育部学生は、別表I-(1)に規定する授業科目中、124単位以上を修得しなけれ ばならない。

(学位)

- 第12条 学士の学位は、次のとおりとする。
- 社会福祉学部 学士(社会福祉学)
- 2 学位授与に関し必要な事項については、本学学位規程の定めるところによる。

(入学の時期)

- 第13条 入学の時期は4月及び10月とする。(ただし、随時入学を許可することがある) (入学資格)
- 第14条 本学の第1年次に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
  - (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
  - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の 指定した者
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を 修了した者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者
  - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等 学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定に合格した者を含む)
  - (7) 本学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳 に達した者

(入学志願)

- 第15条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料および別に指定する書類を添えて願い出なければならない。
- 2 入学願書の受付期間は、別に定める。
- 3 本通信教育部志願者については、別に定めるところにより選考する。

(入学手続)

- 第16条 入学を許可された者は、指定の期間までに所定の書類、所定の入学金、授業料およびその他の納付金を納入しなければならない。
- 2 前第1項の手続きを完了した者に対して、学長は入学許可を与える。

(休学)

- 第17条 学生は、疾病その他の理由により、引き続き3カ月以上就学困難な場合は、医師の診断書、または詳細な事由を添えて、学長に願い出て許可を受け休学することができる。
- 2 疾病その他の事由により、就学することが適当でないと認められる時は、学長が教授会の意見を聴き、期間を定め休学を命ずることがある。
- 第18条 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

第19条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間内において、事由が消滅し就学しようとするときは、復学願を提出し学長の許可を受け 復学することができる。

(误学)

第21条 学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書または詳細な事由書を添えて、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(選考料・入学金・授業料等の額)

- 第22条 入学選考料・入学金および授業料等は別表Ⅱのとおりとする。
- 2 一旦納入した学費は、原則として返却しない。
- 3 授業料及びその他納付金は、経営情勢、その他の事情により在学中でもその額を変更することがある。 (編入学)
- 第23条 本学通信教育部の2年次以降に編入学を希望する者は、選考の上、学長が教授会の意見を聴き、 編入学を許可する。
- 2 編入学による学生の在学期間は、別に定める。
- 3 編入学の取り扱いは、別に定める。

(再入学)

- 第24条 次の各号のいずれかに該当する者が所定の手続きを経て再入学を願い出たときは、学長が教授会 の意見を聴き、再入学を許可する。
  - 一 本学を第21条により退学し、再入学を願い出た者
  - 二 第27条の二及び三により除籍されたもので、再入学を願い出た者

(科目等履修生)

- 第25条 本学通信教育部において、開講する特定の科目について履修を希望する者は、科目等履修生として履修を許可する。
- 2 科目等履修生の取り扱いは、別に定める。

(特別履修生)

- 第26条 本学通信教育部の正科生として本規程第14条の入学資格を欠く時は、学長が教授会の意見を聴き、特別履修生として入学を許可する。
- 2 特別履修生の取り扱いは、別に定める。

(除籍)

- 第27条 学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長が教授会の意見を聴き、除籍する。
  - 一 在学期間修業してなお卒業の認められない者
  - 二 正当な理由なく授業料その他の諸納付金納入の義務を怠り、再三の督促を受けてもなお納入しない者
  - 三 第18条に定める休学期間を越えてなお修学できない者

(学生証)

第28条 正科生に学生証を交付する。

(身分証明書)

- 第29条 科目等履修生及び特別履修生には、それぞれの身分証明書を交付する。
- 第30条 削除
- 第31条 削除

(学校の準用)

- 第32条 この規程に定めるもののほか、学生に関する事項については、本大学学則を準用する。
- 附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 附則 この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 附則 この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第11条、第22条については従前の規程による。

- 附則 この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 附則 この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 附則 この改正規程は平成21年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第11条、第22条、第29条については従前の規定による。

附則 この改正規程は平成22年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第22条、第30条については従前の規定による。

- 附則 この改正規程は平成22年12月1日から施行する。
- 附則 この改正規程は平成23年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第11条については従前の規定による。

附則 この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

ただしこの改正前に入学した学生は、第11条は従前の規定による。

附則 この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

ただしこの改正前に入学した学生は、第11条は従前の規定による。

附則 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

ただしこの改正前に入学した学生は、第30条第2項については従前の規定による。

附則 この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

ただしこの改正前に入学した学生は、第30条第2項については従前の規定による。

学部・学科等	収	容 定	員
于即,于似乎	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通信教育部社会福祉学部 臨 床 福 祉 学 科	2,200名	2,000名	1,800名

附則 この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第2条、第3条の2、第11条、第22条、第30条、

第 31 条ついては従前の規定による。 なお、第 2 条の規定にかかわらず、令和 6 年度から令和 8 年度までの間の収容定員は次のとおりとす る。

学部・学科等	収	容 定	員
于即、升红金	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通信教育部社会福祉学部 臨 床 福 祉 学 科	1,300名	970名	490名

別表 I - (1) 通信教育部の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。 (社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科)

区分	授業科目の名称	年次	単位数	授業科目の名称	年次	単位数
<u></u>		十八	半世級		十八	中 世 数
	英語	1	2	生涯スポーツ論	2	2
基	哲学	1	4	日本国憲法	3	4
礎	心理学と心理学的支援	1	4	物理学	1	2
科	健康科学論	1	2	数学	1	2
目	生物学	1	4	情報リテラシー I	1	1
	社会学と社会システム	1	2	情報リテラシーⅡ	1	1
	情報処理入門	1	4	介護概論	2	4
	人間関係の心理学	1	4	福祉レクリエーション論	4	4
	総合福祉研究 I	1	2	社会心理学	1	4
	総合福祉研究Ⅱ	2	2	教育心理学	2	2
	総合福祉研究Ⅲ	3	2	臨床心理学	1	4
	総合福祉研究発表	3	4	発達心理学	2	4
	医学概論	2	2	障害児心理学	2	4
	社会福祉の原理と政策 I	1	2	芸術療法入門	1	2
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	1	2	芸術療法演習	3	4
	社会福祉調査の基礎	3	2	心理療法	2	4
	ソーシャルワークの基盤と専門職 I	1	2	カウンセリング総論	1	2
専	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	1	2	カウンセリング各論	2	2
	ソーシャルワークの理論と方法 I	1	2	心理統計法	1	2
門	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	2	精神保健	4	2
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	3	2	心理学研究法	2	2
教	ソーシャルワークの理論と方法IV	3	2	心理学基礎実験・実習 I	2	1
	地域福祉と包括的支援体制	2	4	心理学基礎実験・実習Ⅱ	2	1
育	福祉サービスの組織と経営	3	2	心理検査法実習 I	3	1
	社会保障	3	4	心理検査法実習Ⅱ	3	1
科	高齢者福祉	2	2	教育相談	3	2
	障害者福祉	3	2	健康心理学	3	2
目	児童・家庭福祉	2	2	発達と老化の理解	3	2
	貧困に対する支援	3	2	認知症の理解	3	2
	保健医療と福祉	4	2	障害の理解	3	2
	権利擁護を支える法制度	3	2	こころとからだのしくみ	3	2
	刑事司法と福祉	4	2	公衆衛生学	2	2
	ソーシャルワーク演習 I	2	4	社会教育学	3	2
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	4	スクールソーシャルワーク論	2	2
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	3	4	スクールソーシャルワーク演習	3	1
	ソーシャルワーク実習指導 I	2	4	スクールソーシャルワーク実習指導	4	2
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3	2	スクールソーシャルワーク実習	4	2
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3	2			
	ソーシャルワーク実習	3	6			

## 別表Ⅱ

## 通信教育部

(社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科)

種別	入学検定料	入学金	授業料	科目登録料	実習費	スクーリング履修 料・メディア履修料	CD-R教材費
正科生	10,000円	30,000円	155,000円	30,000円	100,000円	4,500円/1単位	3,000円/1単位

ただし、実習費は実習選択者のみ履修当該年度に徴収するものとする。

## ハイブリットコース

種別	入学検定料	入学金	授業料	科目登録料	実習費
正科生	10,000円	30,000 円	600,000 円	30,000 円	100,000 円

ただし、実習費は実習選択者のみ履修当該年度に徴収するものとする。